

トライアル発注商品の募集

新規性のある商品

特性のある商品

ベンチャー企業・中小企業等が生産するアイデアあふれる**新商品**を募集します。

県はトライアル発注商品として認定した新商品を率先して購入し、使用後の意見を事業者に伝えることで、その商品開発や販路開拓を支援します。

「買って、試して、評価します！」

■申請受付期間

平成27年7月1日(水)～平成27年7月31日(金)



■申請対象者

県内に事業所を有する中小企業者であって、次に掲げる商品を県内で生産（企画・製造）する事業者

■対象となる新商品

申請日において販売開始から3年以内のものであり、次に掲げる(1)～(6)商品のいずれかに該当する商品

- (1) 県知事の承認を受けた経営革新計画に基づいて生産する商品
- (2) 富山プロダクツ選定商品
- (3) 富山県深層水協議会ブランドマーク使用許諾商品
- (4) 国、県又は富山県新世紀産業機構の助成を受けて研究開発した商品
- (5) とやま起業未来塾のビジネスプラン発表会で入賞した事業計画に基づいて生産する商品
- (6) 新事業分野を開拓しようとする者が生産する商品で、公的試験研究機関の推薦を受けたもの

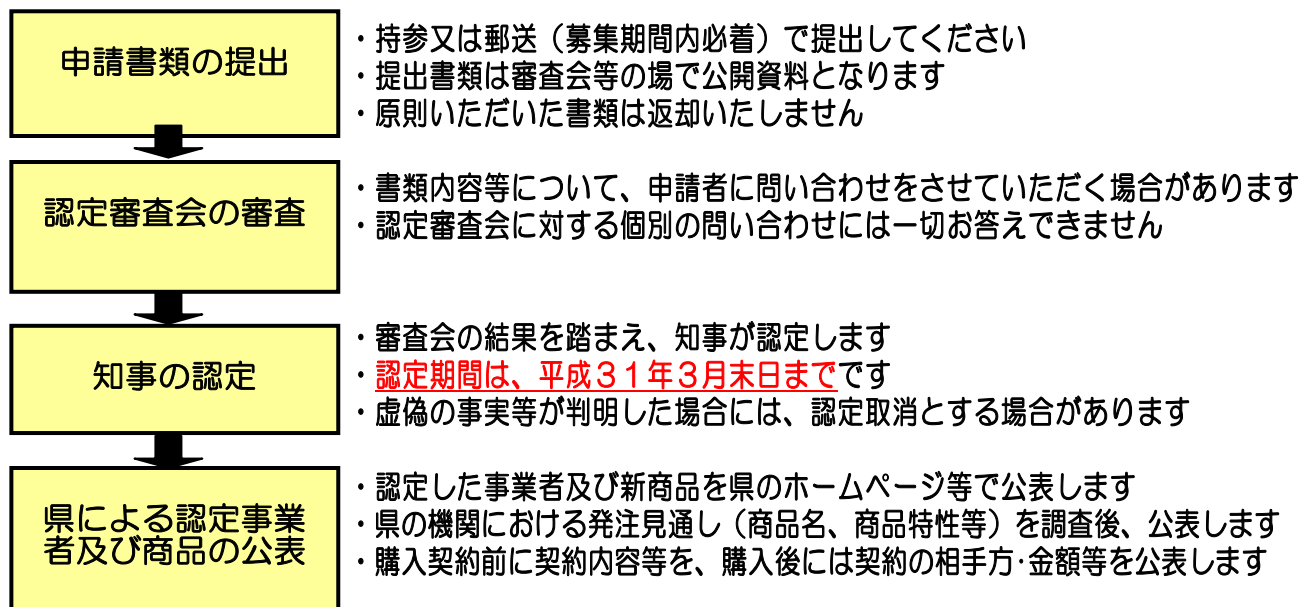
■注意事項

- ・ 県の機関において用途が見込まれるものでなければなりません
- ・ 公共工事用資材に関しては、次に掲げる項目のうち、いずれかに適合し、又は準じているなど、一定の品質を確保していることが必要です。
 - ①日本工業規格（JIS）
 - ②富山県土木部 土木工事共通仕様書、農林水産部 土木工事等共通仕様書（富山県）

■対象外となる商品

- ・ サービス提供等の役務
- ・ 医薬品

■申請・認定手続きの流れ ※要綱を読まれたうえでご応募ください



■提出書類

1. 認定申請書
2. 定款の写し（法人に限る。）
3. 最近2営業期間の決算書又は営業報告書、貸借対照表、損益計算書
4. 新商品に関する資料
 - ・技術に関する場合は、公的試験研究機関で採取したデータを添付
 - ・商品の概要がわかるパンフレット、写真
5. 申請する新商品が対象要件（4）に該当する場合は、助成の事実を確認できる資料

《提出先》

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7（東別館3階）
富山県 商工労働部 経営支援課 創業・ベンチャー係まで

《お問合せ先》

お問合せ内容に応じて、下記各機関へご相談ください

- ① トライアル発注制度について
 - ・ 経営支援課 創業・ベンチャー係 TEL:076-444-3247
- ② 公共工事用資材についての申請要件（一定の品質）について
 - ・ 建設技術企画課技術指導係 TEL：076-444-3298
 - ・ 農村整備課技術管理係 TEL：076-444-3299
- ③ 申請要件に関する推薦依頼等について
 - ・ 工業技術センター（企画管理部企画情報課） TEL：0766-21-2121
 - ・ 総合デザインセンター TEL：0766-62-0510
 - ・ 農林水産総合技術センター 食品研究所 TEL：076-429-5400
 - ・ 農林水産総合技術センター 森林研究所 TEL：076-483-1511
 - ・ 農林水産総合技術センター 木材研究所 TEL：0766-56-2915

申請書、実施要綱等は、経営支援課のHPよりダウンロードできます。
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00002150.html

富山県 トライアル 検索

※HPを閲覧できない方はご連絡ください。関係書類を郵送いたします。